

⇨ 私財提供・債務免除があった場合

Q : 当社は業績不振のため債務超過が続いています。このままでは経営が立ち行かないため、債権者と協議し、役員私財提供を条件に債務の一部を免除してもらいました。この私財提供益や債務免除益はどのように取扱われますか。

A : 私財提供益や債務免除益は益金に算入されいったん課税所得となりますが、過去に生じた欠損金額のうち一定金額は損金算入できますので、その部分は実質非課税となります。

【解説】

会社が、商法の整理開始命令や破産宣告、その他ご質問のような債権者集会による協議決定にともなって、役員等から私財提供を受けたり、債権者から債務の免除を受けたときは、過去に生じた欠損金額（青色欠損金や災害欠損金でその事業年度の開始の前5年以内に生じたもの及びその事業年度末の資本積立金を控除した金額）のうち、その提供を受けた私財の価額及び債務の免除を受けた金額に達するまでの金額については、損金の額に算入することができるとされています。

ただし、この場合の欠損金から控除する資本積立金は、平成16年度改正において、控除しなくてよいとされていますので、平成16年度からはその分、損金算入できる金額が増えることとなります。なお、私財提供益等の額が多額すぎて、所得金額が一定限度額を超えますと、留保金課税がかかる場合がありますのでご注意ください。

